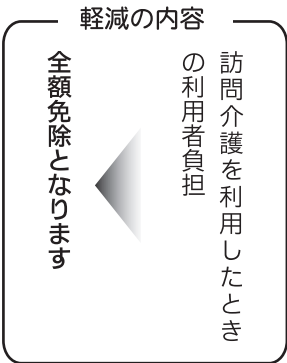


この「広報ひこね」は 48,000 部作成し、1 部当たりの単価は 8 円（1 円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

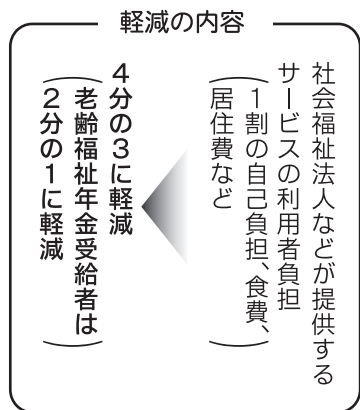
障害者福祉サービスから介護保険に移行した人に対する訪問介護の利用者負担軽減制度

※平成 18 年 3 月 31 日の時点で、この「訪問介護の利用者負担軽減制度」を利用していた人について、訪問介護を利用したときの利用者負担は、6 月 30 日までは 6% に軽減されますが、7 月 1 日からは、軽減はありません。



対象
世帯全員が所得税非課税で、障害者自立支援法による、ホームヘルプサービスの自己負担を全額免除されていた人

社会福祉法人などによる利用者負担軽減制度



- ① 年間収入が単身世帯で年間 150 万円以下
（世帯員が 1 人増えることに 50 万円加算）
② 預貯金などの額が単身世帯で 350 万円以下
（世帯員が増えることに 100 万円加算）
③ 日常生活に使用する資産以外に活用できる資産がない
④ 負担能力のある親族などに扶養されていない
⑤ 介護保険料を滞納していない

対象
世帯全員が住民税非課税で、次の要件を全て満たす人

再申請が必要ですが、すでにこれらの軽減制度を利用している人も、お持ちの認定証（確認証）の有効期間は 6 月 30 日（月）で終了します。7 月以降も継続を希望する人は、改めて申請の手続きが必要です。

介護保険 ご利用ください 利用者負担額の軽減制度

介護保険制度を利用して低所得者に対して、負担額を軽減する制度があります。軽減制度には、このページにあげる 3 種類があります。申請すると、審査の上、該当者には認定証（確認証）を交付します。

問い合わせ先 困介護福祉課 ☎23-9660 番、
FAX 26-1768 番

施設利用時の食費・居住費（滞在費）の軽減制度

利用者負担の上限（日額）

利用者負担の段階と対象者	食費	居住費（滞在費）
第 1 段階 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人など	300 円	ユニット型個室 820 円
		ユニット型準個室 490 円
		従来型個室（特別養護老人ホーム） 320 円
		従来型個室（老人保健施設、療養型医療施設） 490 円
		多床室 0 円
第 2 段階 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金の収入額の合計が 80 万円以下の人	390 円	ユニット型個室 820 円
		ユニット型準個室 490 円
		従来型個室（特別養護老人ホーム） 420 円
		従来型個室（老人保健施設、療養型医療施設） 490 円
		多床室 320 円
第 3 段階 世帯全員が市民税非課税で、第 2 段階に該当しない人	650 円	ユニット型個室 1,640 円
		ユニット型準個室 1,310 円
		従来型個室（特別養護老人ホーム） 820 円
		従来型個室（老人保健施設、療養型医療施設） 1,310 円
		多床室 320 円

ユニット型個室 複数の居室と共同生活室によって一体的に構成され、一定の基準を満たした場所（ユニット）内にある居室
ユニット型準個室 多床室を改修してユニット型施設にしたものなど、ユニット型個室に準じた居室
従来型個室 ユニット型になっていない従来型の居室
多床室 相部屋



今月の納税

市県民税（第 1 期）

6 月 30 日（月）までに納めましょう